

定 款

(平成30年10月1日 改正)

王子ホールディングス株式会社

昭和24年 8月 1日	制 定
昭和26年 3月 1日	一部改正
昭和26年12月 1日	一部改正
昭和27年 6月 1日	一部改正
昭和31年11月 24日	一部改正
昭和34年 5月 28日	一部改正
昭和35年12月 1日	一部改正
昭和36年 5月 30日	一部改正
昭和37年11月 27日	一部改正
昭和42年 4月 1日	一部改正
昭和44年 5月 26日	一部改正
昭和45年 5月 29日	一部改正
昭和50年 5月 27日	一部改正
昭和57年 6月 25日	一部改正
平成元年 6月 29日	一部改正
平成元年 7月 31日	一部改正
平成 3年 6月 27日	一部改正
平成 3年12月 24日	一部改正
平成 4年 6月 26日	一部改正
平成 5年10月 1日	一部改正
平成 6年 6月 29日	一部改正
平成 8年10月 1日	一部改正
平成10年 6月 26日	一部改正
平成14年 6月 27日	一部改正
平成15年 6月 27日	一部改正
平成16年 6月 29日	一部改正
平成18年 6月 29日	一部改正
平成19年 6月 28日	一部改正
平成21年 6月 26日	一部改正
平成24年10月 1日	一部改正
平成27年 6月 26日	一部改正
平成30年10月 1日	一部改正

王子ホールディングス株式会社定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、王子ホールディングス株式会社と称し、英文では Oji Holdings Corporation と表示する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

- 1 紙類、パルプ類およびその副産物の製造、加工ならびに売買
- 2 木材、合成樹脂加工製品、包装資材、化学薬品、医薬品、医薬部外品、医療機器および不織布の製造、加工ならびに売買
- 3 濃粉、糖化製品、水産物、農産物、酒類、飲料の製造、加工および売買
- 4 冷水、蒸気等の熱供給に関する事業
- 5 プラントの設計、据付および売買ならびに技術指導
- 6 林業、農業、鉱業、印刷業、倉庫業、電気、運送、不動産および土木建築工事の各種事業
- 7 紙パルプおよび包装用機械器具、土木建築材料の製造、加工ならびに売買
- 8 一般廃棄物および産業廃棄物の処理ならびに再生利用
- 9 造園綠化工事、水道関係の設置工事および建築内装工事

- 10 情報処理に関するシステム、各種装置および機械器具の設計、製造ならびに売買
- 11 音楽、美術、映画、演劇等各種催物の企画、制作および実施
- 12 教育、医療、スポーツ、宿泊、娯楽および観光に関する施設の経営
- 13 衣料品、食料品およびその他日用雑貨品の売買
- 14 損害保険代理業および生命保険募集業
- 15 総合リース業
- 16 温室効果ガス排出権の売買
- 17 前各号に附帯または関連する一切の事業

② 当会社は、前項各号の事業を営むことができる。

(所 在 地)

第3条 当会社は、本店を東京都中央区に置く。

(機 関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- 1 取締役会
- 2 監査役
- 3 監査役会
- 4 会計監査人

(公 告 方 法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都内において発行する日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、24億株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 1 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 2 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- 3 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- 4 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第9条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、

株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料ならびに株主権行使の手続きは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招 集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に、臨時株主総会は、必要あるごとに、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、社長が招集する。

② 社長に事故あるときは、取締役会のあらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(議 長)

第14条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故あるときは、取締役会のあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示によるみなし提供)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネッ

トを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

② 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(選任)

第18条 取締役を選任する株主総会には、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。

② 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(任期)

第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役等)

第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- ② 取締役会は、代表取締役中から社長1名を定める。
- ③ 取締役会は、会長1名および副会長、副社長若干名を定めることができる。

(取締役会の招集)

第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。会長欠員または事故あるときは、取締役会のあらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集する。

- ② 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日より3日前に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の議長)

第22条 取締役会の議長は、会長がこれに当たる。会長欠員または事故あるときは、取締役会のあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

(取締役会の決議)

第23条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- ② 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(報酬等)

第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総

会の決議によって定める。

(取締役の責任限定契約)

第25条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役および監査役会

(選 任)

第26条 監査役を選任する株主総会には、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。
(任 期)

第27条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役および常任監査役)

第28条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定し、必要により、常任監査役を定めることができる。

(監査役会の招集)

第29条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日より3日前に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議)

第30条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(報酬等)

第31条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任限定契約)

第32条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

(選任)

第33条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第34条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(報酬等)

第35条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第36条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第37条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第38条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

- ② 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
- ③ 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(除斥期間)

第39条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満5年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。